

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万九千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円又は百三万五千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万六千円、百四十万六千円又は七十六万千円、公使にあつては七十六万千円とすることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p> <p>1・2 附則（略）</p>	<p>第三条（同上）</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万八千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万四千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万四千円又は百三万四千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万五千円、百四十万五千円又は七十六万円、公使にあつては七十六万円とすることができる。</p> <p>4 （同上）</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p> <p>1・2 附則（同上）</p>

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万六千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 (略)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇一〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四六六、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四〇六、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策 監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長	一、一九九、〇〇〇円

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万五千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 (同上)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇〇九、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四六五、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四〇五、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策 監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長	一、一九八、〇〇〇円

<p>公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>一、一七五、〇〇〇円</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇三五、〇〇〇円</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p>
---	---	-------------------	---	-------------------	--

<p>公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>一、一七四、〇〇〇円</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇三四、〇〇〇円</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p>
---	---	-------------------	---	-------------------	--

公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	九一三、〇〇〇円
---	----------

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、一七五、〇〇〇円 二号俸 一、〇三五、〇〇〇円 一号俸 九一三、〇〇〇円
公使	三号俸 一、一七五、〇〇〇円 二号俸 一、〇三五、〇〇〇円 一号俸 九一三、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
十二号俸	五八五、〇〇〇円

公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	九一二、〇〇〇円
---	----------

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、一七四、〇〇〇円 二号俸 一、〇三四、〇〇〇円 一号俸 九一二、〇〇〇円
公使	三号俸 一、一七四、〇〇〇円 二号俸 一、〇三四、〇〇〇円 一号俸 九一二、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
十二号俸	五八三、九〇〇円

秘書官

十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五五四、三〇〇円	五二四、三〇〇円	四九二、七〇〇円	四六二、二〇〇円	四三四、八〇〇円	三九九、五〇〇円	三六一、〇〇〇円	三二五、二〇〇円	二九四、〇〇〇円	二七二、一〇〇円	二六二、八〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

秘書官

十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五五三、二〇〇円	五二三、二〇〇円	四九一、六〇〇円	四六一、一〇〇円	四三三、七〇〇円	三九八、三〇〇円	三五九、八〇〇円	三二四、〇〇〇円	二九二、八〇〇円	二七〇、五〇〇円	二六〇、三〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>